

第	5. 2. 13
号	1002

号紙第二八六號

昭和五年一月二十八日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙藏殿

社會局長官吉田 茂殿

各縣府縣長官殿 (兼警備隊長)

日米運輸株式会社ノ労働争議ニ関スル件 (第二報)

要旨

以、事業主側ニテハ停船ニ積載セル貨物ヲ引取ラントシテ、アルモ船主側ハ策々弄ヒテ引渡シ拒ミナリ
 総聯合労資双方ハ協議ニ基キ主として労働者組合ニ依リ

おびらき撤消ス

(4)